

ID: 268

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	自動車専用道路との連結の変更許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第48条の5第3項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>法第48条の5第3項の規定による。 (連結許可等)</p> <p>第48条の5</p> <p>3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日